

【学則】

- ①設置目的（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ②名称（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ③位置（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ④修業年限（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ⑤生徒定員及び学級数（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ⑥養成課程及び履修方法（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ⑦学年、学期及び授業を行わない日（川崎市立川崎高等学校学則）
- ⑧入学時期（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ⑨入学資格（平成21年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領）
- ⑩入学者の選考（平成21年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領）
- ⑪入学手続（平成21年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願の手引き）
- ⑫退学、休学、復学、卒業（川崎市立川崎高等学校学則）
- ⑬成績考査（川崎市立川崎高等学校内規 卒業と進級に関わる単位認定規則）
- ⑭入学検定料、入学料、授業料及び実習費等（川崎市立高等学校授業料等徴収条例及び川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程）
- ⑮教職員の組織（学校教育法及び川崎市立高等学校の管理運営に関する規則）
- ⑯賞罰（川崎市立川崎高等学校学則）

①設置目的（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）
（目的）

第1条 川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

②名称（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）
③位置（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）
（名称及び位置）

第2条 介護福祉士養成課程は、川崎市立川崎高等学校福祉科（川崎市川崎区中島3丁目3番1号）に置くものとする。

④修業年限（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）
（修業年限）

第3条 介護福祉士養成課程の修業年限は3年とする。

⑤生徒定員及び学級数（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）
（生徒定員及び学級数）

第4条 生徒定員は120名。各学年1学級とし、学級定員は40人とする。

⑥養成課程及び履修方法（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）
（養成課程及び履修方法）

第5条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号に定める養成課程をおくこととする。

2 生徒は教育課程の定めるところにより規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。

3 前項の科目と単位数は別表のとおりとする。

4 授業の1単位時間は50分を原則とする。

福祉科 教育課程表

令和4年度入学生（現1年生）

教科	科目	1年	2年	3年
国語	現代の国語	2		
	言語文化	2		
	論理国語		2	3
	基礎国語		②	
地理歴史	地理総合		2	
	歴史総合			2
公民	公	2		
	共			
数学	数学 I		3	
	実用数学			②
理科	科学と人間生活	2		
	化学基礎		②	
	生物基礎			3
保健体育	体 育	2	2	3
芸術	芸 術 I	②※		
外国語	英語コミュニケーション I	3		
	英語コミュニケーション II		3	2
家庭	家 庭 基 礎	2		
専門科目	社会福祉基礎	2	2	
	介護福祉基礎	2	2	1
	コミュニケーション技術	1	1	
	生活支援技術	2	4	4
	介護総合演習	1	1	1
	介護実習	3	6	4
	こころとからだの理解※	3	3	2
	福祉情報※	2		
	介護過程		2	2
	社会福祉概論			2
	社会福祉演習			4
社会福祉探究			②	
総合的な探究の時間		※	※	※
L.H.R		1	1	1

- ※芸術は音楽・美術・書道より選択
- ※保健はこころとからだの理解で代替
- ※情報 I は福祉情報で代替
- ※総合的な探究の時間は、介護総合演習で代替

福祉科 教育課程表

令和2、3年度入学生（現2、3年生）

教科	科目	1年	2年	3年
国語	国語総合	4		
	現代文B		2	2
	古典A		2	
地理歴史	地理A	2		
	世界史A		2	
	日本史A			2
公民	現代社会			3
数学	数学I	4		
理科	科学と人間生活		2	
	生物基礎			3
保健体育	体育	2	3	3
芸術	芸術I	②		
外国語	コミュニケーション英語I	2	4	
	コミュニケーション英語II			3
家庭	家庭基礎	2		
専門科目	社会福祉基礎	2	2	
	介護福祉基礎	2	2	1
	コミュニケーション技術	1	1	
	生活支援技術	2	4	4
	介護総合演習	1	1	1
	介護実習	3	6	4
	こころとからだの理解	3	3	2
	福祉情報	2		
	介護過程		2	2
	社会福祉概論			2
	社会福祉演習			4
総合的な探究の時間		※	※	※
L.H.R		1	1	1

※芸術は音楽・美術・書道より選択

※総合的な探究の時間は、介護総合演習で代替

⑦学年、学期及び授業を行わない日（川崎市立川崎高等学校学則から抜粋）

（学年及び学期）

第7条 本校の学校は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（2）土曜日 日曜日

（3）市制記念日 7月1日

（4）開校記念日 10月6日

（5）学年始休業 4月1日から4月4日まで

（6）夏季休業 7月21日から8月31日まで

（7）冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

（8）学年末休業 3月26日から3月31日まで

（9）校長が特に必要と認めた日

2 定時制については前項第6号から第9号までを変更することがある。

（臨時休業）

第9条 非常災害その他緊急の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

（振替授業）

第10条 教育上特別の事情があるときは、授業日と休業日を相互に振替えることがある。

2 校長は、校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等、教育の実施上特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行うことができる。

⑧入学時期（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）

（入学時期）

第6条 生徒を入学させる時期は、校長が定め、学校始業日に準ずる日を原則とする。

⑨入学資格（平成21年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領から抜粋）

I 志願資格

1 全日制の課程

神奈川県公立高等学校（以下「高等学校」という。）のうち、一般募集に係る全日制の課程への志願者は、次の（1）から（7）までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及び保護者（親権者又は未成年後見人という。以下同じ。）が県内に住所を有する者とする。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

（1）中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者（ただし国公立高等学校、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）に在籍している者を除く。）

- (2) 中学校を平成21年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は平成21年3月31日までに修了する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成21年3月31日までに修了する見込みの者
- (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣が指定した者
- (6) 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された者
- (7) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長が認めた者

⑩入学者の選考（平成21年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領から抜粋）

（入学者の選考）

V 前期選抜の方法

5 選考の方法

(2) 選考

選考にあたって当該高等学校の校長は、各高等学校が事前に公表する「総合的選考にあたって重視する内容」に基づき、調査書及び面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。

また、当該高等学校が、必要に応じて作文、実技検査又は自己表現活動を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。

なお、資料の整わない者の選考については、参考にできる資料を活用し、適性に選考するものとする。

VI 後期選抜の方法

(5) 選考の方法

(イ) 選考

選考にあたっては、各高等学校が事前に公表する「総合的選考にあたって重視する内容」に基づき、調査書及び学力検査の結果を資料として、総合的に選考し、後期選抜の募集人員に含めることができなかった前期選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。

また、当該高等学校が、必要に応じて面接、作文、実技検査又は自己表現活動を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。

なお、資料の整わない者の選考については、参考にできる資料を活用し、適性に選考するものとする。

⑪入学手続（平成21年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願の手引きから抜粋）

（入学手続）

- (1) 高等学校の校長が指定する期日までに、誓約書及び保証書を高等学校に提出してください。

⑫退学、休学、復学、卒業（川崎市立川崎高等学校学則から抜粋）

（休学及び復学）

第23条 生徒が病気その他の理由により休学しようとするときは、休学願に医師の診断書等を添えて校長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は3ヵ月以上1ヵ年以内とする。ただし、願い出により1回に限りその期間を更新することができる。

3 休学の許可を受けた日以後3ヵ月までの間に復学の願い出があった場合には、校長はその者の休学許可を取り消すことがある。

4 休学中の生徒が休学の理由が消滅したことにより、または休学の期間が満了したことにより復学しようとするときは、復学願に医師の診断書等を添えて校長に願い出、その許可を受けなければならない。

(退学及び再入学)

第24条 生徒が退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

2 前項により退学した生徒が再入学を願い出たときは、校長はこれを許可することがある。

⑬成績考査・学習の評価・課程修了の認定（川崎市立川崎高等学校 卒業と進級に関わる単位認定規則及び川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）

第2条 履修

1 生徒は本校教育課程に定める教科・科目を履修しなければならない。

2 各教科・科目とも年間35週以上の授業を実施するものとし、その4分の3以上の出席を以って履修と認める。

計算上は4分の1の欠席を基準とする。

1単位	2単位	3単位	4単位	5単位
9	18	27	36	44

第3条 評定

1 評定は各教科・科目の目標に基づき、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの」を『5』、「十分満足できると判断されるもの」を『4』、「おおむね満足できると判断されるもの」を『3』、「努力を要すると判断されるもの」を『2』、「努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの」を『1』とする。

また、評定にあたっては、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の四つの観点による評価を十分に踏まえて評定を行う。

2 学年末の成績評定は、1年間の総合成績とする。

第4条 修得

1 評定「2」以上を得た教科・科目について、職員会議の議決を経て校長が単位修得の認定を行う。

2 追認考査は、原則として進級・卒業要件を満たしたのものについてのみ行う。また、正当な理由で追認考査を受けることのできなかつたものに対しては、再試験を行うことがある。

3 単位修得の追認は追認考査の結果と学年成績により行う。

第5条 進級および卒業の条件

1 出席しなければならない日数の4分の3以上の出席を要す。

2 『授業日数』は生徒の出席すべき年間の総日数とし、個々の生徒については授業日数から出席停止、忌引等の日数を差し引いたものを『出席しなければならない日数』とする。

3 1・2年生は、不合格単位数が2年生終了時で通算7単位以内かつ不合格科目数が延べ3科目以内の者。
3年生は、修得単位数の合計が平成18年度入学生で77単位以上、平成19年度以降の入学生で80単位以上の者。

4 転入学者等については、別に定めるものとする。

第6条 進級および卒業の認定

1 生徒が本校所定の学年の教科・科目を修得し、進級に関わる成績会議で認められた場合、校長は進級を認定する。

2 生徒が本校所定の教科・科目を修得し、卒業認定会議で認められた場合、校長は高等学校の全課程の修了を認定する。

※（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）

（受験資格としての単位認定の条件）

第7条 福祉教科においては欠課時数が法定授業時数の3分の1以上の生徒には、介護福祉士国家試験受験資格としての単位を与えることができない。但し、「介護実習」においては、欠課時数が法定授業時数の5分の1以上の生徒には、介護福祉士国家試験受験資格としての単位を与えることができない。

⑭入学検定料、入学料、授業料及び実習費等（川崎市立高等学校授業料等徴収条例及び川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）

条例第26号

第1条 川崎市立高等学校の授業料等は、この条例の定めるところによりこれを徴収する。

第2条 入学選考料、入学料及び授業料は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

区分	入学選考料	入学料	授業料
全日制の課程	2, 200円	5, 650円	月額 9, 900円
定時制の課程	950円	2, 100円	月額 2, 700円

※（川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程から抜粋）

（実習費等）

第8条 実習費については実費とする。

⑮教職員の組織（学校教育法及び川崎市立高等学校の管理運営に関する規則から抜粋）

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

6 技術職員は、技術に従事する。

※（川崎市立高等学校の管理運営に関する規則から抜粋）

第6章 組織編制等

（副校長）

第19条 全日制の課程及び定時制の課程のうち教育長が指定するものに副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（分掌組織）

第20条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。

2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。）ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。

（1） 教育計画その他の教務に関する事項

- (2) 学年の教育活動に関する事項
- (3) 生徒の保健管理に関する事項
- (4) 生徒の生活の指導その他の生徒指導に関する事項
- (5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項
- (6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項

3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。

(校務の分掌等)

第21条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)をもって充てるものとする。

- (1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任
- (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任
- (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任
- (4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任
- (5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任
- (6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任

2 前項の主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。

第22条 校長は、前条に定める主任及び教科に属する科目又は学級を担任する職員その他の校務を担任する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(総括教諭)

第22条の2 学校に総括教諭を置くものとする。

2 総括教諭は、教諭又は養護教諭をもって充て、教育委員会が命ずる。

3 総括教諭は、校長の監督を受け、第20条第3項の組織を総括する。

⑩賞罰 (川崎市立川崎高等学校学則から抜粋)

第6章 賞罰

(表彰)

第28条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第29条 校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち訓告、停学及び退学の処分は校長がこれを行う。ただし、退学は次の各号の一に該当する生徒に対してこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

(目的)

第1条 川崎市立川崎高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

(名称及び位置)

第2条 介護福祉士養成課程は、川崎市立川崎高等学校福祉科（川崎市川崎区中島3丁目3番1号）に置くものとする。

(修業年限)

第3条 介護福祉士養成課程の修業年限は3年とする。

(生徒定員及び学級数)

第4条 生徒定員は120名。各学年1学級とし、学級定員は40人とする。

(養成課程及び履修方法)

第5条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号に定める養成課程をおくこととする。

- 2 生徒は教育課程の定めるところにより規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。
- 3 前項の科目と単位数は別表のとおりとする。
- 4 授業の時間数は1時間＝50分を原則とする。

別表

教科	科目	標準単位	1年	2年	3年	計	
普通教科	国語	国語総合	4	3	2		5
		現代文	4			3	3
		国語表現Ⅰ	2				0
	地理歴史	地理A	2		2		2
		世界史A	2			2	2
	公民	現代社会	2	2			2
	数学	数学Ⅰ	3	3			3
		数学Ⅱ	2				0
	理科	理科総合A	2		2		2
		理科総合B	2			2	2
		生物Ⅰ	3				0
		化学Ⅰ	3				0
	芸術	美術Ⅰ	2	2			2
		音楽Ⅰ	2				
		書道Ⅰ	2				
		工芸Ⅰ	2				
	保健体育	体育7～8	3	3	2	2	7
		保健	2				
	外国語	英語Ⅰ	3	2	2		4
英語Ⅱ		4			3	3	
リーディング		2				0	
家庭	家庭総合(※選択科目)	2	2	2		4	
普通教科の単位数計			17	12	12	41	
専門教科	福祉	社会福祉基礎	4	2	2	2	6
		介護福祉基礎	5	2	2	2	6
		コミュニケーション技術	2		2		2
		生活支援技術	9	2	4	4	10
		介護過程	4		2	2	4
		介護総合演習	3	1	1	3	5
		介護実習	13	3	6	4	13
		こころとからだの理解	8	2	2	4	8
福祉情報活用	2	2			2		
専門教科の単位数計			50	14	21	21	56
小計				31	33	33	97
特別活動	L H R	3	1	1	1	3	
総合的な学習の時間			3				
合計				32	34	34	100

備考 「こころとからだの理解」の履修により「保健」を代替する
「介護総合演習」の履修により「総合的な学習の時間」を代替する

(入学時期)

第6条 生徒を入学させる時期は、校長が定め、学校始業日に準ずる日を原則とする。

(受験資格としての単位認定の条件)

第7条 「介護実習」においては、欠課時数が授業時数の5分の1を超えた生徒には、介護福祉士国家試験受験資格としての単位を与えることができない。

(実習費等)

第8条 実習費については実費とする。

付則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。